

## 高等学校等卒業予定者自立支援プログラム実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、生活保護の受給者に対し実施する自立支援プログラムのうち、高等学校等卒業予定者自立支援プログラム（以下「プログラム」という。）について実施手順その他必要な事項を定めるものとする。

(対象者の範囲)

第2条 プログラムの対象者は、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に掲げる高等学校、高等専門学校、特別支援学校及び同法第134条による各種学校（以下「高等学校等」という。）在学中の者とその保護者とする。

2 前項の規定に該当する者について、担当ケースワーカーは、高等学校等卒業予定者自立支援対象者名簿（様式第1号）を作成するものとする。

(説明及び同意)

第3条 担当ケースワーカーは、前条の対象者に対し、プログラムによる支援方法などの説明を行い、保護者に同意を得るものとする。

(具体的支援)

第4条 担当ケースワーカーは、保護者の動機付けのために、次の各号に掲げるとおり支援するものとする。また、支援状況を高等学校等卒業予定者自立支援プログラム管理台帳（様式第2号）（以下「管理台帳」という。）により確認し、ケースファイルに綴じる。

(1) 第1学年及び第2学年

ア 対象者の現況を把握する。

イ 原級留置されていない者について、高等学校等就学費等必要な扶助費を支給する。

ウ 進路希望を調査する。

(2) 第3学年

ア 対象者の現況を把握する。

イ 原級留置されていない者について、高等学校等就学費等必要な扶助費を支給する。

ウ 進路を確認する。

エ 進路に応じて必要な生業扶助費等を支給する。

オ 対象者卒業後の保護費の説明を行う。

カ 対象者卒業後の世帯の処遇を決定する。

(3) その他

ア このプログラムに規定されていないが必要と認められる社会資源について、プログラムメニューとして追加及び支援する。

イ 修業年限が4年以上の高等学校等に在学中の者について、修業の最終学年を「第3学年」に、最終学年を除く第2学年以上の学年を「第2学年」に、それぞれ読み替えるものとする。

(進行管理)

第5条 担当ケースワーカーは、プログラムの進行管理を行うため、管理台帳に必要事項を記載し、適宜査察指導員が確認を行うものとする。

2 担当ケースワーカーは、進路を把握するとともに、生業扶助費等の申請受理状況、卒業

後の世帯状況等進路決定後の記録を記入するものとする。

(プログラムの終了)

第6条 次の各号に掲げる事由が発生した場合において、プログラムを終了する。

- (1) 対象者の卒業後の進路が確定し、世帯の処遇が決定したとき。
- (2) 対象者が高等学校等を中途退学したとき。
- (3) 対象者が在学中に生活保護が廃止となったとき。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成19年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。